

以上外記宣旨三通籠一懸紙、

左少辨藤原朝臣元長傳宣權中納言藤原朝臣廣光宣奉勅宜令關白右大臣爲藤氏長者者、

文明十一年二月卅日

修理東大寺大佛長官主殿頭兼左大史小槻宿禰雅久奉

〔親長卿記〕長享二年八月廿八日、申刻許、有宣下事、内大臣冬良公一條令蒙關白詔給、上卿中御門中納言、

宣胤 職事藏人左少辨宣秀云々、

條々

關白宣下 藤氏長 隨身兵仗 牛車

一座事 官次事關白内大臣、可令列前左大臣上

〔戴恩記〕ある時秀吉公、いつも御參内の時、御裝束めしかへらる、御中やど施藥院にて曰○申略

おもはずに貴き身には成ぬれども、父なければ氏姓なし、草かりの成のぼりたる身なれば、いしへのかまこの大臣の御なをよすがにて、藤原氏をやのぞみ、んと申されしかば、いとやすき事なりとて、近衛殿久前より其御はからひ有ける時、玖山公九條聞召、五攝家ともに、いづれも今甲乙はなけれども、氏の長者とせらる、事は當家にきはまりたる事なり、近衛殿の御ま、にはなるべからずと、どがめさせ給ふに、物知の申さる、事なれば、子細あるべしと、德善院僧正玄以に仰付られて、大德寺にして、兩家の御相論を聞き召したまふ、

○按ズルニ、本書ニ氏の長者とせらる、事は當家にきはまりたる事なり、トイヘルハ誤リナリ、

〔續史愚抄後陽成〕慶長五年十二月十九日己丑、准后前關白兼孝前有、關白氏長者及内覽牛車兵仗

准后等如元、左大臣還任、或作去十五且等宣下、氏長者、天正十三年後、被置上卿萬里小路大納言充房奉行藏